

昭和 56 年 5 月以前に建てたお家は 無料で耐震診断をやってみましょう！

木造住宅耐震診断・耐震改修事業を実施しています

プレゼント（耐震診断をおこなった方へ差しあげます）

・耐震診断結果報告書 ・耐震改修方法の一例 ・工事費の目安

◆対象となる住宅 次に掲げる要件すべてに当てはまる木造住宅

- (1)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で市内に存するもの
- (2)木造在来工法の平屋又は 2 階建て住宅
- (3)個人所有の一戸建て住宅

※ 店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものを含まず。

※ ツーバイフォー工法（枠組壁工法）、丸太組工法等は対象になりません。



◇診断結果は、“評点”により評価されます（評価は目安です）

評点が 1.0 未満の場合は、耐震改修工事の補助金対象になります。

被害\震度	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	0.4 0.7 1.0

※ 上記の表は目安です

◆耐震診断の申込み方法

「耐震診断士派遣申込書」に記入のうえ、千曲庁舎建築課（3F）へご提出ください。
郵送も可能です。（送料は自己負担でお願いします）

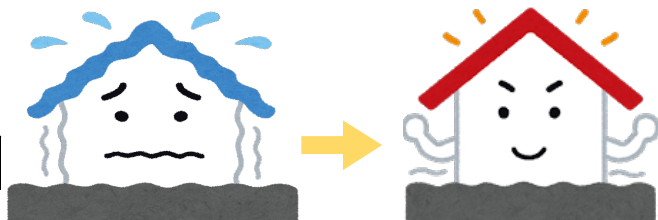
※ 申し込みが多数の場合には、実施が来年度以降になることがあります。

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 千曲市役所 建築課 建築監理係 宛

裏面につづく

耐震診断が終わったら・・・

木造住宅の耐震改修工事補助金について



耐震改修補助のご案内

耐震改修工事費用 市の補助金の上限は 100 万円です！！

耐震改修工事に直接かかる費用の 5 分の 4 以内の額を補助します

別途、**長野県**から**上限 50 万円の上乗せ補助金**があります※要件等有

対象者

下記の対象となる住宅に居住する、既存木造住宅の所有者、または所有者の2親等以内の親族（所有者の同意を得られる者）で、前年の収入金額が給与所得のみの場合は、収入金額が 1,442 万円以下の方。

その他の所得がある場合は、所得金額が 1,200 万円以下の方。

対象となる住宅

- (1)市が実施した耐震診断を受けて、総合評点が 1.0 未満となった既存木造住宅の耐震改修工事
 - (2)個人所有の一戸建て住宅（貸家を除く）の耐震改修工事
 - (3)耐震改修工事後の総合評点が 0.7 以上かつ工事前の評点を上回る耐震改修工事
- ※交付決定後に実施するものに限ります。工事済のものや、工事中のものは対象外です。

補助金額

耐震改修工事に直接かかる費用の 5 分の 4 以内の額（上限 100 万円）

申請方法

事前にご相談のうえ、建築課建築監理係へ申請してください。

なお、申請と同年度の 2 月中旬までに実績報告を提出することが出来る工事に限ります。

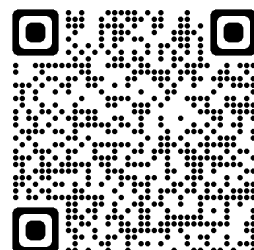
※申請件数が多い場合には、実施が次年度になることがあります。

提出方法

申請書類は市のホームページからダウンロード可能です。建築課の窓口でもお渡しできます。交付申請時及び工事の完了報告時に提出が必要となる書類があります。

詳細はお問い合わせください

千曲市耐震診断・改修
補助金ホームページ →



千曲市 建設部 建築課 電話:026-273-1111(内線 3243)

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

耐震改修工事・解体工事の補助金に 代理受領制度 を導入しています

代理受領制度とは・・・

市が交付する補助金について、申請者に代わって耐震改修工事を実施した施工業者が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することによって、申請者は耐震改修工事費から補助金額を差し引いた額を用意すればよいので、工事費の負担が軽減されます。

注1：代理受領できるのは、申請者と契約を締結し耐震改修工事を実施した業者に限ります。

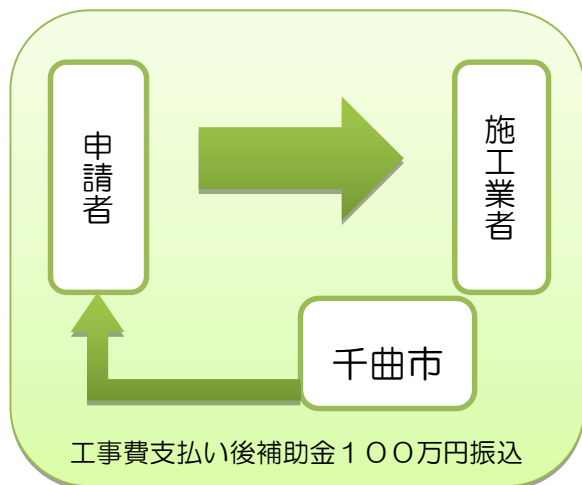
注2：代理受領者（施工業者）の同意が必要です。

注3：すでに着手している、または完了した改修工事は従前通り補助の対象となりません。

改修工事費150万円、補助金100万円の場合

通常の制度

工事費用全額 150万円を用意



代理受領制度

50万円のための用意でOK

